

開会の日 令和5年9月19日（火）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6人）

委員長	水 上	雅 廣
副委員長	籠 山	恵 美子
委員	野 村	勝 憲
委員	井 端	浩 二
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員（なし）

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
農林部長兼畜産振興課長	野 村	久 徳
林業振興課長	竹 田	慎 二
林業振興課長補佐兼森林調査係長	東	弘 通
基盤整備部長	森	英 樹
建設課長	藤 白	規 良
建設課長補佐兼農林土木係長	中 山	圭 介

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	畠 中	みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

- ・ 付託案件審査
- ・ 管外視察報告書及び委員派遣報告について
- ・ 要望事項の取りまとめについて

目次

◆開会	3
●委員長（水上雅廣）	3
◆1. 付託案件審査	3
議案第82号 字区域の変更について（河合町角川Ⅺ地区）	3
及び	3
議案第83号 字区域の変更について（神岡町西Ⅶ地区）	3
●委員長（水上雅廣）	3
●委員長（水上雅廣）	3
□農林部長（野村久徳）	3
●委員長（水上雅廣）	4
○委員（籠山恵美子）	4
●委員長（水上雅廣）	4
●委員長（水上雅廣）	4
○委員（野村勝憲）	4
●委員長（水上雅廣）	4
□林業振興課長（竹田慎二）	4
○委員（籠山恵美子）	4
●委員長（水上雅廣）	5
□林業振興課長補佐兼森林調査係長（東弘通）	5
○委員（野村勝憲）	5
●委員長（水上雅廣）	5
○委員（野村勝憲）	5
●委員長（水上雅廣）	5
□農林部長兼畜産振興課長（野村久徳）	5
●委員長（水上雅廣）	5
●委員長（水上雅廣）	5
●委員長（水上雅廣）	5
●委員長（水上雅廣）	6
●委員長（水上雅廣）	6
◆休憩	6
●委員長（水上雅廣）	6
◆再開	6
●委員長（水上雅廣）	6
◆議案第84号 字区域の変更について（古川町数河地区）	6
●委員長（水上雅廣）	6

□基盤整備部長（森英樹）	6
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
◆休憩	7
●委員長（水上雅廣）	7

(開会 午後 1 時00分)

◆開会

●委員長（水上雅廣）

ただいまより第9回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前をつけてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合には、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてからご発言ください。以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 1. 付託案件審査

議案第82号 字区域の変更について（河合町角川Ⅺ地区）

及び

議案第83号 字区域の変更について（神岡町西Ⅶ地区）

●委員長（水上雅廣）

それでは、付託案件の審査を行います。議案第82号、字区域の変更について（河合町角川Ⅺ地区）及び議案第83号、字区域の変更について（神岡町西Ⅶ地区）までの2案件を会議規則96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（水上雅廣）

野村農林部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第82号及び議案第83号をご説明いたします。

議案第82号、字区域の変更について（河合町角川Ⅺ地区）ですが、本案は地籍調査事業の結果に基づき、字区域の境界を変更するものです。

2 ページをご覧ください。変更の大略は、河合町角川字さく及び字井ノ上の一部を河合町角川字井ノ平に、河合町角川字水志り、字下ハバ及び字井ノ口の一部を河合町角川字中根に、河合町角川字中根の一部を河合町角川字下ハバに変更を行うものです。

3 ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。

次の4 ページは字界変更区域位置図になります。太い実線が地籍調査事業の施行区域、丸印は字界変更箇所的位置を示しております。

5 ページにお進みください。こちらは字界変更区域図になります。色塗りされた箇所が字界変更となる区域、太い点線が字界を表記しております。上段が変更前、下段が変更後となっております。変更理由は、それぞれ地形的な状況等により、今後土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

6 ページから 9 ページまでそれぞれの土地を同じように示しております。

続いて議案第83号、字区域の変更について（神岡町西Ⅶ地区）についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。変更の大略は、神岡町西字細野の一部を神岡町西字細羽多に変更を行うものです。

3 ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。

次の 4 ページは字界変更区域位置図になります。

次の 5 ページはその詳細を示す字区域の変更区域図となります。変更理由は、境界線に飛び地の字が存在する状況が確認されたため、今後土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今の説明ですけど、字区域の境界を明確にする、円滑にいく要因というのは、例えば土地の売買のときとか、あるいはもう管理ができなくなってこの区域は寄附しますとか、そういうときの円滑ということですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

円滑という意味でございますけれども、例えば山の尾根があつたり、谷があつたり、そういったところを跨いで、例えば尾根から尾根の間に土地がある。そこがこちらの字と混在しているような場合、尾根を跨いであるような場合は、そこを同じ字として変えてやったほうが管理をしやすいという、そういった意味が主でございます。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（野村勝憲）

ここに書いてありますが、今回の地籍調査を機に境界を整理するということですけども、前もたしか河合町であったのではないかと思いますけど、恐らくローテーションを組んで地籍調査をやっていたらと思うんですけど、地籍調査そのものはずっと続いていくという理解でよろしいのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

地籍調査につきましては、いろいろな適正課税の基でありますとか、森林整備の基になりますので、引き続き推進してまいりたいと思っております。

○委員（籠山恵美子）

現時点での各 4 町、議案に出ているのは河合町と宮川町ですけど、これだけでもいいですけど、地籍調査の進捗状況というのはどういうものですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□林業振興課長補佐兼森林調査係長（東弘通）

ただいまのご質問ですが、まず旧の4町村単位でいきますと、古川町が約80%、河合町が約34%、宮川町で約17%、神岡町で約15%。合計の進捗率として約30%進んでいるという状況でございます。

○委員（野村勝憲）

今の話はレギュラーでの調査だと思いますけど、これは多分文化振興課のほうではないかなと思うんですけど、イレギュラーでのやつ、例えば上町で最近あったのですが、イレギュラーの部分はイレギュラーでカウントするということで、今のお話されたのはレギュラー分ということでよろしいですか。

●委員長（水上雅廣）

上町の地籍調査の件ということでよろしいですか。

○委員（野村勝憲）

上町の田んぼですけど、売買が伴うものなのかちょっと分かりませんよ。分かりませんが、地籍調査を実際にやられたんですよ。上町は御存じのように史跡が出るということで、そういったものは、私はイレギュラーだと思うんですよ。今やっぺらっしやるのは農林部だから、特に山林を含めた、それに近いところをやっぺらっしやるのではないかと思いますけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□農林部長兼畜産振興課長（野村久徳）

今、上町の史跡のあるところでの地籍調査の実績はないです。恐らくこれは想定ですけど、例えば公共事業とか、あるいはそういった文化施設がある場合に土地の境界を明確にできるので、それはそれぞれの所管のほうで土地の境界の立ち会いを行って、それから測量して、境界を明らかにするということになります。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を告げて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第82号及び議案第83号の2案件について、一括採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認め、2案件について一括して採決を行います。議案第82号及び議案第83号の2案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時10分 再開 午後1時16分 ）

◆再開

●委員長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第84号 字区域の変更について（古川町数河地区）

●委員長（水上雅廣）

議案第84号、字区域の変更について（古川町数河地区）を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

議案第84号、字区域の変更について（古川町数河地区）をご説明いたします。

本案件は古川町数河地区におきまして、数人共同施工による土地改良事業により既存農地1.5ヘクタールを民間の残土処分地として、建設工事等の発残土で造成した後、今回、圃場整備を行った箇所です。換地処分を行うに当たりまして、圃場整備後の区画に合わせて字界を再設定する必要があることから、今回、字区域の変更を行うものです。

2ページ目をご覧ください。こちらは変更の大略ですが、古川町数河の字水神の一部及び字下たんぼの一部を古川町数河字下垣内に変更。古川町数河字下たんぼの一部を古川町数河の字大長に変更。古川町数河の字下垣内の一部を古川町数河の字下たんぼに変更を行うものです。

3ページ目をご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を表のとおり記載しております。

4ページ目をご覧ください。こちらは字界変更区域の位置図となります。黒実線が換地事業の施行区域となります。2つの黒丸については字界変更箇所となります。

5ページ目をご覧ください。字界の変更大略図になります。黒線が旧字界、赤線が新字界、緑の線は地区界となります。上側の黒色の字界線と下側の緑色の地区界線の上の部分が重なるイメージになります。

6ページ目をご覧ください。こちら字界変更区域図は、5ページの拡大図となります。右上の

赤丸3か所の部分を拡大したものをそれぞれ記載しております。黒点と黒線で表示した線が旧の字界、赤点と赤線で表示した線が新の字界となります。赤のように変更を行うものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました3案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託案件の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時16分 再開 午後1時17分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 水上 雅廣